(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

# 改正後

## 改正前

### 第6条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例))関係

### (新型コロナウイルス感染症等の影響の範囲)

- 6-1 新型コロナ税特法第6条第1項、第3項又は第4項の規定の適用に当たっては、 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響(以下「新型コロナ ウイルス感染症等の影響」という。)により、これらの項に規定する既存住宅、要耐震改 修住宅又は家屋(以下「既存住宅等」という。)を同項の期日までに居住の用に供するこ とができなかった事情が必要となるのであるが、例えば次のような事情がこれに該当す ることに留意する。
- (1) 建設業法第2条第3項((定義))に規定する建設業者、宅地建物取引業法第2条第3号((用語の定義))に規定する宅地建物取引業者その他の者(以下「建設業者等」という。)が新型コロナウイルス感染症等の影響により営業又は工事等を自粛していたこと又は新型コロナ税特法第6条第1項、第3項又は第4項の適用を受ける個人(以下「適用個人」という。)が新型コロナウイルス感染症にかかったこと若しくは新型コロナウイルス感染症等の影響により外出を自粛していたことなどにより、次に掲げる契約の締結が遅延したこと
  - イ 同条第2項に規定する特定増改築等に係る契約
  - ロ 同条第3項に規定する耐震改修に係る契約
  - ハ 同条第5項に規定する特例取得に係る契約
- (2) 新型コロナウイルス感染症等の影響による住宅設備機器の納入の遅れに基因して、 建設業者等による特例増改築等若しくは耐震改修に係る工事の完了又は特例取得をした家屋の引渡しなどが遅延したこと
- (3) 適用個人が新型コロナウイルス感染症にかかったこと又は新型コロナウイルス感染症等の影響により外出を自粛していたことなどにより、既存住宅等を居住の用に供することが遅れたこと

### 第6条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例))関係

#### (新型コロナウイルス感染症等の影響の範囲)

- 6-1 新型コロナ税特法第6条第1項、第3項又は第4項の規定の適用に当たっては、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響(以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。)により、これらの項に規定する既存住宅、要耐震改修住宅又は家屋(以下「既存住宅等」という。)を同項の期日までに居住の用に供することができなかった事情が必要となるのであるが、例えば次のような事情がこれに該当することに留意する。
- (1) 建設業法第2条第3項((定義))に規定する建設業者、宅地建物取引業法第2条第3号((用語の定義))に規定する宅地建物取引業者その他の者(以下「建設業者等」という。)が新型コロナウイルス感染症等の影響により営業又は工事等を自粛していたこと又は新型コロナ税特法第6条第1項、第3項又は第4項の適用を受ける個人(以下「適用個人」という。)が新型コロナウイルス感染症にかかったこと若しくは新型コロナウイルス感染症等の影響により外出を自粛していたことなどにより、次に掲げる契約の締結が遅延したこと
  - イ 同条第2項に規定する特例増改築等に係る契約
  - ロ 同条第3項に規定する耐震改修に係る契約
  - ハ 同条第5項に規定する特例取得に係る契約
- (2) 新型コロナウイルス感染症等の影響による住宅設備機器の納入の遅れに基因して、建設業者等による特例増改築等若しくは耐震改修に係る工事の完了又は特例取得をした家屋の引渡しなどが遅延したこと
- (3) 適用個人が新型コロナウイルス感染症にかかったこと又は新型コロナウイルス感染症等の影響により外出を自粛していたことなどにより、既存住宅等を居住の用に供することが遅れたこと